

# 官民による若手研究者発掘支援事業（若サポ）/共同研究組成型 FAQ（よくあるご質問）

## 目次

<b>I. 研究開発の体制</b> .....	3
(1) 補助金の交付先となる大学等について（共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズ） .....	3
(2) 補助金の交付先となる企業について（企業人材博士課程派遣型） .....	4
(3) 共同研究等について（共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズ） .....	5
(4) 共同研究等について（企業人材博士課程派遣型） .....	7
(5) 共同研究等を実施する企業について（共同研究フェーズ） .....	8
(6) 共同研究等を実施する大学等について（企業人材博士課程派遣型） .....	9
(7) 大学等と企業との共同研究等の契約について（共同研究フェーズ、企業人材博士課程派遣型） ....	10
(8) 主任研究者・登録研究員について（共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズ） .....	11
(9) 主任研究者について（企業人材博士課程派遣型） .....	14
(10) 所属機関の変更について（共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズ） .....	16
(11) 所属機関の変更について（企業人材博士課程派遣型） .....	16
<b>II. 研究開発の内容</b> .....	17
(1) 研究開発分野について .....	17
(2) 実用化について .....	17
(3) 研究開発計画の変更について .....	18
(4) 成果について .....	19
(5) 出口イメージについて .....	19
<b>III. 事業期間・事業規模・補助対象費用</b> .....	20
(1) 事業期間について .....	20
(2) 補助事業の評価（ステージゲート審査、中間評価、終了時評価）について .....	21
(3) 補助事業費の額について（共通） .....	22
(4) 補助事業費の額について（共同研究フェーズ） .....	22
(5) 補助事業費の額について（企業人材博士課程派遣型） .....	23
(6) 補助対象となる費用について .....	23
(7) 補助金の支払について .....	25
<b>IV. e-Rad 関係</b> .....	25
(1) e-Rad での申請について .....	25
<b>V. その他</b> .....	26
(1) 重複申請について .....	26
(2) 提案書類の提出について .....	26
(3) 産業財産権について .....	26
(4) 補助事業費で取得した財産の取扱いについて .....	27
(5) 収益納付について .....	27

※注：本 FAQ では、「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」を「企業人材博士課程派遣型」と記載します。

番号	Q.	A.
<b>I. 研究開発の体制</b>		
(1) 補助金の交付先となる大学等について（共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズ）		
I-1	共同研究フェーズ及びマッチングサポートフェーズの補助金の交付先は大学等の機関とのことですが、同一機関から複数の若手研究者が応募することは可能ですか？	可能です。同一機関から複数の若手研究者が各々異なる研究開発テーマで提案できます。また、同一機関から複数の若手研究者が、連名で1件の研究開発テーマを提案することもできます。
I-2	一人の若手研究者が複数のテーマで応募することは可能ですか？	<p>共同研究フェーズでは、事業目的・研究開発内容が異なる提案であれば、複数テーマの応募が可能です。なお、共同研究フェーズについては、同時に複数の補助事業を実施可能ですが、一人の主任研究者（補助事業の研究責任者）へ同時期に支援する補助金の総額は、30百万円以内/年（研究開発事業費総額は60百万円以内/年）です。</p> <p>マッチングサポートフェーズでは、事業目的・研究開発内容が異なる提案であっても、複数テーマの応募はできません（共同実施機関の主任研究者となる場合も含む）。また、マッチングサポートフェーズに提案するテーマは、提案時点において、企業と共同研究等を行う予定が無いものに限りです。</p> <p>なお、各フェーズはそれぞれ産学連携経験の程度が異なる若手研究者を対象としているため、両方のフェーズに応募することはできません。</p> <p>また、本事業を含め、応募中・実施中の事業が複数ある研究者については、審査においてエフォートの観点も勘案します。</p>
I-3	過去に若サポ制度に採択されたことがありますか、共同研究フェーズに応募できますか？	共同研究フェーズについては、過去に若サポ制度で補助金の交付を受けたテーマとは事業目的・研究開発内容が異なる提案であれば、応募可能です。なお、マッチングサポートフェーズで実施した補助事業の成果を活用したテーマでも応募可能です。
I-4	過去に若サポ制度に採択されたことがありますか、マッチングサポートフェーズに応募できますか？	原則として、2026年4月1日までに、若サポ制度のいずれかのフェーズ*で主任研究者として補助金の交付を受けた研究者（提案者及び共同実施機関の主任研究者）は、マッチングサポートフェーズには応募できません。また、原則として、2026年4月1日までに、NEDO 先端研究プログラムにおいて、業務管理者として企業との共同研究等が

		<p>成立した研究者は、マッチングサポートフェーズには応募できません。</p> <p>※共同研究フェーズ、共同研究フェーズ（スタートアップ課題解決支援型）、マッチングサポートフェーズ。</p>
I-5	複数の大学や国研の研究者のチームで応募することは可能ですか？	<p>可能です。</p> <p>なお、補助金の交付は機関毎となります。従って、提案者とは異なる大学等が補助事業に参画しようとする場合は、提案者と共同で補助事業を実施する主任研究者（主任研究者の要件を満たす若手研究者）がいることが条件となります。</p> <p>また、採択決定後や補助事業開始後の補助事業者（機関）の追加はできません。</p>
I-6	一般社団法人、一般財団法人からの応募は可能ですか？	<p>対象となりません。</p> <p>ただし、大学等の共同研究等実施先(企業)となることは可能です。</p> <p>また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(公益法人認定法)により公益性の認定を受けた一般社団法人(公益社団法人)、一般財団法人(公益財団法人)」は対象となります。</p>
(2) 補助金の交付先となる企業について（企業人材博士課程派遣型）		
I-7	企業人材博士課程派遣型の補助金の交付先は企業とのことですが、同一企業から複数の若手研究者が応募することは可能ですか？	<p>可能です。同一企業（＝同一法人番号の範囲）に所属する複数の若手研究者が、共同研究フェーズにおいて当該企業が共同研究等を実施している同一または複数の大学等の博士（後期）課程に入学して実施する研究開発について応募することが可能です。</p> <p>なお、提案者である企業の若手研究者が博士（後期）課程に入学して実施する研究開発を、1 テーマ＝1 事業として実施いただきます。連名で1 テーマを提案することはできません。採択審査及び補助金の交付決定は、それぞれのテーマごとに行います。</p> <p>同一機関からの応募人数の上限はありません。また、同一機関から複数の研究者が応募する場合も、一人あたりの補助金の額は、5 百万円以内/年（研究開発事業費総額は10 百万円以内/年）です。</p>
I-8	一人の若手研究者が同時に複数のテーマで応募することは可能ですか？	<p>できません。</p> <p>企業人材博士課程派遣型は、提案者である企業の若手研究者が博士（後期）課程に入学して実施する研究開発を、1 テーマ＝1 事業として実施いただくものです。従って、一人が同時に複数のテーマで応募することはできません。</p> <p>なお、本事業を含め、応募中・実施中の事業が複数ある研究者については、審査においてエフォートの観点も勘案します。</p>

I-9	過去に本事業に採択されたことがありますか、企業人材博士課程派遣型に応募できますか？	<p>&lt;大学等の研究者で、過去にマッチングサポートフェーズ・共同研究フェーズに採択されたことがある場合&gt;</p> <p>企業人材博士課程派遣型は、企業に所属する若手研究者が対象ですので、大学等の研究者は応募できません。</p> <p>&lt;企業の研究者で、過去に大学等に在籍し、マッチングサポートフェーズ・共同研究フェーズに採択されたことがある場合&gt;</p> <p>既に博士号を有している研究者の応募も可能です。過去に若サポ制度で補助金の交付を受けたテーマとは事業目的・研究開発内容が異なる提案であれば、応募可能です（若サポ制度で実施した補助事業の成果を活用したテーマでも応募可能）。</p> <p>&lt;企業の研究者で、過去に企業人材博士課程派遣型に採択されたことがある場合&gt;</p> <p>過去に企業人材博士課程派遣型で補助金の交付を受けたテーマとは事業目的・研究開発内容が異なる提案であれば、応募可能です。ただし、応募要件は公募毎に決定いたしますので、応募時点での要件については、公募毎にご確認ください。</p>
I-10	複数の企業の体制で企業人材博士課程派遣型に応募することは可能ですか？	<p>できません。</p> <p>企業人材博士課程派遣型は、提案者である企業の若手研究者が博士（後期）課程に入学して実施する研究開発を、1テーマ＝1事業として、若手研究者が所属する企業に対して補助するものです。従って、複数の企業の体制で応募することはできません。</p>
I-11	一般社団法人、一般財団法人からの応募は可能ですか？	<p>対象となります。</p> <p>なお、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人認定法）」により公益性の認定を受けた一般社団法人（公益社団法人）、一般財団法人（公益財団法人）」は若サポ制度においては「大学等」の扱いとなり、「企業」に分類されないため、対象外となります。</p>
(3) 共同研究等について（共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズ）		
I-12	共同研究等とはどのようなものですか？	<p>実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、寄付講座、技術指導、研究インターンシップ、クロスアポイントメント制度の活用、リカレント等を行うものです。</p>
I-13	研究インターンシップを	<p>共同研究フェーズにおいて、登録研究員となる学生が、共同研究等</p>

	活用した共同研究等とは どういったものですか？	<p>を実施する企業の研究所等で、一定期間、本事業に係る研究開発を行うことを想定しています。</p> <p>研究インターンシップ期間の給与等が、企業から大学等を通じてインターンの学生に支払われる場合に、その経費を補助事業に係る研究員費として計上することが可能です。</p>
I-14	クロスアポイントメント制度を活用した共同研究等とはどういったものですか？	<p>クロスアポイントメント制度とは、研究者等が2つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究開発及び教育等に従事することを可能にする制度です。</p> <p>本事業におけるクロスアポイントメント制度を活用した共同研究等とは、共同研究フェーズ事業の主任研究者もしくは登録研究員となる若手研究者が、企業の研究所等にも同時に雇用され、本事業に申請する共同研究等に従事することを想定しています。</p> <p>なお、共同研究フェーズにおいて、企業の研究者が大学等に雇用され、本事業に申請する共同研究等に従事する場合で、かつ当該業務に係る給与等が大学等を通じて研究者に支払われる場合、その経費を補助事業に係る研究員費として計上することが可能です。</p>
I-15	研究開発を実施する場所は、所属する大学等に 限られますか？	<p>研究実施場所は、所属する大学等に限らず、共同研究等を実施する企業の研究所等でも構いません。ただし、補助事業を実施するにあたって届出が必要です。</p>
I-16	既に企業と共同研究等 を実施している場合、マッチングサポートフェーズに 応募することは可能ですか？	<p>マッチングサポートフェーズは、NEDO及びNEDOがマッチング支援業務を委託するマッチングサポート委託機関により、企業との共同研究等の機会を創出し、共同研究等の形成を支援するフェーズです。マッチングサポートフェーズへの提案にあたっては、「提案時点において、提案する技術に関して企業と共同研究等を行っていないことの確認」をさせていただきます。</p> <p>なお、提案時点において共同研究等を行っている企業とは異なる出口での実用化（共同研究等）を目指して研究開発を行おうとする場合に、その研究開発をマッチングサポートフェーズに提案することは可能です。</p>
I-17	既に実施している企業との 共同研究等についても、 共同研究フェーズに応募 することは可能ですか？	<p>共同研究フェーズの応募要件とする企業との共同研究等は、交付決定日以降に開始されるもののみです。既に実施している共同研究等については、これまでのものと本事業への提案内容を分けて整理し、新たな研究開発計画（研究開発テーマ、期間、契約額等）として、共同研究等の実施に係る企業との合意書を作成してください。</p>

I-18	共同研究フェーズにおいて、大学等と共同研究等を実施する企業は、NEDO に対してどのような義務がありますか？	共同研究フェーズにおける補助事業者は大学等です。従って、NEDO と企業間に契約関係はないため、直接の申請や報告、収益納付等の義務はありません。ただし、補助金の交付申請にあたっての合意書の作成等、補助事業者である大学等が NEDO に提出する書類の作成にご協力いただく必要があります。また、合意書に沿って研究開発成果の実用化に努め、補助事業者である大学等が事業終了年度の翌年から 5 年間 NEDO に提出する実用化状況報告書の作成にご協力いただく必要があります。	
(4) 共同研究等について（企業人材博士課程派遣型）			
I-19	企業人材博士課程派遣型で応募要件となる「大学等との共同研究等」はどのようなものですか？	企業人材博士課程派遣型では、企業と大学等が共同研究フェーズにおいて補助事業を実施している場合に、「当該企業に所属する若手研究者が当該大学等の博士（後期）課程で実施する研究開発」（共同研究フェーズでの事業成果の実用化が加速すると考えられる研究開発）を、「企業と大学等との共同研究等」とします。 【※共同研究フェーズにおいて実施している「大学等と企業の共同研究等」とは別の共同研究等（補助事業）として実施いただくものとなりますので、ご注意ください。】  なお、補助金の交付申請にあたっては、企業と大学等間で、当該博士研究を「企業と大学等との共同研究等」として合意書を締結し、研究開発を実施することとします。	
I-20	主任研究者（提案者）が博士（後期）課程において実施する研究開発以外の共同研究等も補助対象となりますか？	企業人材博士課程派遣型においては、主任研究者（提案者）が博士（後期）課程において実施する研究開発以外の共同研究、受託研究、寄付講座、技術指導、研究インターンシップ、クロスアポイントメント制度の活用、リカレント等は補助対象となりません。またこれらに係る研究員の登録も認められません。	
I-21	共同研究フェーズで共同研究等を実施している大学等の博士（後期）課程への入学が対象ということですが、共同研究フェーズ事業の主任研究者以外を指導教官とすることは可能ですか？	可能です。 共同研究フェーズで共同研究等を実施している大学等（同一法人番号の範囲）の博士（後期）課程であれば、共同研究フェーズ事業の主任研究者以外が指導教官でもかまいません。	

I-22	研究開発を実施する場所は、入学する大学等に限られますか？	研究実施場所は、入学する大学等に限らず、所属する企業の研究所等でも構いません。ただし、補助事業を実施するにあたって届出が必要です。
I-23	応募前から既に実施している大学等との共同研究等（＝博士研究）についても、企業人材博士課程派遣型に応募することは可能ですか？	応募要件となる大学等との共同研究等（＝博士研究）については、公募毎に定めます。第9回公募においては、2026年4月から2026年10月までに博士（後期）課程に入学する企業の若手研究者を対象とします。
I-24	企業人材博士課程派遣型において、企業と共同研究等（＝博士研究）を実施する大学等は、NEDOに対してどのような義務がありますか？	企業人材博士課程派遣型における補助事業者は企業です。従って、NEDOと大学等の間に契約関係はないため、直接の申請や報告、収益納付等の義務はありません。ただし、補助金の交付申請にあたっての合意書の作成等、補助事業者である企業がNEDOに提出する書類の作成にご協力いただく必要があります。また、合意書に沿って共同研究等（＝博士研究）の推進に努めていただく必要があります。
(5) 共同研究等を実施する企業について（共同研究フェーズ）		
I-25	共同研究等を実施する企業は、どういったところが対象となりますか？	<p>共同研究フェーズにおいては、交付決定（採択決定後）までに日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）、及び技術研究組合が対象となります。規模の大小、大学発ベンチャー等は問いません。研究者自身が立ち上げたスタートアップとの共同研究等も対象となります。ただし、主任研究者が共同研究等の相手先企業のCEO、CTO、大株主等（代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者も含む）に該当する場合、及び親族や所属する研究室の主権者等がそれらに該当する場合など、産学連携促進効果や利益相反の観点で疑義がある場合は対象外となります。それらに該当しなくなってから3年以上経過している場合は応募可能です。</p> <p>なお、大学等と企業が共同で研究開発を行い、事業終了後に共同研究等を実施した企業が実用化することを想定した事業であるため、ベンチャーキャピタルとの共同研究等は対象となりません。</p>
I-26	複数の企業との共同研究等を、共同研究フェーズに1件の提案として応募することは可能ですか？	<p>可能です。</p> <p>なお、共同研究等を実施する複数の企業からの共同研究等費の総額が、NEDOに申請する補助金の額と同額以上であることが必要です。同一の技術研究組合に属する複数の企業との共同研究等の場合も同様です。</p>

I-27	複数の企業とそれぞれ異なる共同研究等を実施している場合、共同研究フェーズに複数の提案として応募することは可能ですか？	<p>可能です。ただし、事業目的・研究開発内容が同様の提案で複数応募することはできません。また、採択決定後に、複数の提案を1つにまとめることもできません（採択条件として附された場合を除く）。</p> <p>なお、応募する共同研究等のそれぞれについて、企業からの共同研究等費の額が、NEDO に申請する補助金の額と同額以上であることが必要です。</p>
I-28	同一企業との複数の共同研究等を、共同研究フェーズに複数の提案として応募することは可能ですか？	<p>可能です。ただし、事業目的・研究開発内容が同様の提案で複数応募することはできません。また、採択決定後に、複数の提案を1つにまとめることもできません（採択条件として附された場合を除く）。</p> <p>なお、応募する共同研究等のそれぞれについて、企業からの共同研究等費の額が、NEDO に申請する補助金の額と同額以上であることが必要です。</p>
<b>(6) 共同研究等を実施する大学等について（企業人材博士課程派遣型）</b>		
I-29	共同研究等を実施する大学等はどういったところが対象となりますか？	日本国内に所在する大学、公的研究機関等で、共同研究フェーズにおいて当該企業が共同研究等を実施している大学等であり、かつ学位授与権を有する機関となります。
I-30	複数の大学等との共同研究等を、企業人材博士課程派遣型に1件の提案として応募することは可能ですか？	できません。企業人材博士課程派遣型は、提案者である企業の若手研究者が博士（後期）課程に入学して実施する研究開発を、1テーマ=1事業として、若手研究者が所属する企業に補助するものですので、1つの共同研究等（補助事業）を複数の大学等と実施することはできません。
I-31	複数の大学等との共同研究等を、企業人材博士課程派遣型に複数の提案として応募することは可能ですか？	可能です。同一企業（=同一法人番号の範囲）に所属する複数の若手研究者が博士（後期）課程に入学して実施する複数の研究開発を、それぞれ異なる大学等と、複数の共同研究等（補助事業）として実施することが可能です。ただし、いずれの若手研究者も、共同研究フェーズにおいて当該企業が共同研究等を実施している大学等の博士（後期）課程に入学することが必要です。また、事業目的・研究開発内容が同様の提案で複数応募することはできません。
I-32	同一大学との複数の共同研究等を、企業人材博士課程派遣型に複数の	可能です。同一企業（=同一法人番号の範囲）に所属する複数の若手研究者が博士（後期）課程に入学して実施する複数の研究開発を、複数の共同研究等（補助事業）として実施することが可能

	提案として応募することは可能ですか？	です。ただし、事業目的・研究開発内容が同様の提案で複数応募することはできません。
(7) 大学等と企業との共同研究等の契約について（共同研究フェーズ、企業人材博士課程派遣型）		
I-33	大学等と企業との共同研究等の契約書をNEDOに対して提示するの必要はありますか？	原則として必要ありません。応募する事業期間分の共同研究等の実施については、大学等と企業の間で合意書（交付規程様式第1添付資料3）を締結し、交付申請時に提出いただきます。企業人材博士課程派遣型においても、合格通知書や在学証明書をご提示いただく必要は原則としてありません。
I-34	合意書への記名者は、機関の代表者にする必要がありますか？	<p>&lt;共同研究フェーズ&gt;</p> <p>合意書への記名者は、大学等は主任研究者、企業は共同研究契約等に責任を持つ方としてください。必ずしも大学等や企業の代表者（学長や代表取締役等）である必要はありません。</p> <p>&lt;企業人材博士課程派遣型&gt;</p> <p>合意書への記名者は、企業は主任研究者、大学等は博士（後期）課程の指導教官としてください。必ずしも大学等や企業の代表者（学長や代表取締役等）である必要はありません。</p> <p>なお、合意書は、採択決定後、交付申請時に提出いただきます。応募の時点で提出いただく必要はありませんが、あらかじめ合意書の提出について大学等と企業の間で確認してください。</p>
I-35	（共同研究フェーズについて）大学等と企業との共同研究契約は年度毎の更新になるのですが、応募できるのは最初の契約期間分だけでしょうか？	応募する事業期間分の共同研究等の実施については、企業と合意書を締結し、交付申請時に提出していただきます。応募時点において、大学等と企業との間で、応募する事業期間分の契約が更新される予定であることが前提となります。
I-36	大学等と企業との共同研究等契約書は、本事業以外の内容（実施内容、金額、研究者等）を含んでいても構わないですか？	大学等と企業との共同研究等契約書をNEDOに対して提示する必要は原則としてありません。応募する事業期間分の共同研究等の実施については、企業と合意書を締結し、交付申請時に提出していただきます。
I-37	企業人材博士課程派遣型の合意書には何を書けば良いですか？	博士（後期）課程に入学して実施する研究開発について、内容、期間等を記載してください。なお、主任研究者が予定より短い期間で研究開発を完了する場合は、変更承認申請書を提出してください。

I-38	大学等と企業との共同研究等契約が共同研究フェーズの補助事業の完了前に終了した場合、共同研究フェーズの事業はどうなりますか？	補助事業終了となります。共同研究フェーズでの研究開発が早期に目標を達成し、大学等と企業との共同研究等契約が終了した場合は、共同研究フェーズの補助事業は前倒し終了となります。一方、共同研究フェーズでの研究開発が目標を達成せずに、大学等と企業との共同研究等契約が終了した場合は、補助事業は途中終了（事業廃止）となります。（いずれも補助事業計画変更承認申請書（交付規程様式第6）による手続き）	
I-39	大学等と企業との共同研究等契約が共同研究フェーズの補助事業の完了前に終了し、共同研究フェーズの事業が途中終了（廃止）となった場合、企業人材博士課程派遣型の事業はどうなりますか？	企業人材博士課程派遣型は、共同研究フェーズでの事業成果の実用化が加速すると考えられる研究開発を実施するものですので、共同研究フェーズの事業が途中終了（廃止）となった場合は、同時に事業終了（廃止）となります。共同研究フェーズの事業が中間評価で不通過（補助事業の継続不可）となった場合も、同時に事業終了（廃止）となります。 なお、共同研究フェーズの事業が早期に目標を達成し、前倒し終了となった場合は、企業人材博士課程派遣型の事業期間には影響しません（共同研究フェーズ事業の期間短縮により、事業の重複期間が1年未満となる場合も含む）。	
(8) 主任研究者・登録研究員について（共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズ）			
I-40	教授や非常勤講師が提案者（主任研究者）や登録研究員となることは可能ですか？	主任研究者・登録研究員のいずれの場合も、学位や年齢、守秘義務を含む雇用契約等の応募要件を満たしていれば、役職や雇用形態は問いません。	
I-41	外国籍の研究者が提案者（主任研究者）や登録研究員となることは可能ですか？また、応募時の提出書類（提案書等）を英語等で記載することは認められますか？	応募は可能です。「日本国内に所在する大学等に所属しており、交付決定までに所属する大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されている」研究者であれば、国籍は問いません。 ただし、提案書等については、日本語で記載してください。また、審査に係る手続きや、提案が採択された場合の補助事業に係る事務手続き、及び研究開発マネジメント等における、NEDO や NEDO が委託する機関、マッチング先の企業等とのやり取りも、全て日本語で行える（またはその体制を有する）ことが要件となります。	
I-42	博士前期・後期課程、修士課程、学部学生等（45歳未満）が主任研究者となることは可能ですか？	主任研究者は、補助事業の責任者となります。共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズについては、学生の立場で、大学等に対して交付する補助事業の責任者となることは困難と考えられることから、学生は主任研究者にはなれません。	
I-43	博士前期・後期課程、	可能です。ただし、主任研究者が所属する大学等に所属しており、	

	修士課程、学部学生等（45歳未満）を研究員として登録することは可能ですか？	<p>補助金の交付決定までに、交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていることが必要です。</p> <p>なお、企業人材博士課程派遣型において主任研究者である学生を、共同研究フェーズの登録研究員とすることはできません（重複補助不可）。</p>
I-44	学生を研究に参加させる場合、必ず登録研究員としなければいけないのでしょうか？	<p>研究者として本補助事業に直接従事し、事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う場合や、人件費や旅費、学会参加費などを計上される場合は、全て研究員登録を行う必要があります。単に教育の一環として研究に参加させる場合（秘密情報を取り扱わない場合）は不要です。</p>
I-45	採択された後に登録研究員を追加することは可能ですか？	<p>可能です。採択決定後、交付申請時に、NEDOに相談の上、申請してください。ただし、提案書に記載する内容（「2. 研究開発体制」）は全て審査対象ですので、よくご検討の上、記載してください。</p> <p>なお、交付決定後（事業期間中）も同様に登録研究員を追加することは可能です。</p>
I-46	他の大学等の研究者（45歳未満）を研究員として登録することは可能ですか？	<p>補助金の交付は機関毎となります（補助事業における本質的な部分（研究開発要素のある業務）の外注＝委託は認めていません）。従って、提案者とは異なる大学等に所属する研究者が補助事業に参画しようとする場合は、提案者と共同で補助事業を実施する主任研究者となり、主任研究者の要件を満たしていることが必要です。研究者が学生の場合は、主任研究者となれないため、提案者の所属する大学等との間で、交付決定までに守秘義務を含む雇用契約が締結されていれば、研究員として登録することが可能です。</p> <p>なお、採択決定後（交付決定後を含む）の補助事業者（機関）の追加はできません。</p>
I-47	共同研究等を実施する企業の研究者（45歳未満）を研究員として登録することは可能ですか？	<p>例えば、出向等により、交付対象の大学等と雇用契約が締結されている企業の研究者は、大学等の研究員として登録することが可能です。</p> <p>なお、企業人材博士課程派遣型において主任研究者である学生を、共同研究フェーズの登録研究員とすることはできません（重複補助不可）。</p>
I-48	45歳以上の研究者（例えば同じ研究室の教授等）を研究員として登	<p>できません。本事業における補助対象者は、主任研究者及び登録研究員ともに、補助事業の開始年度の4月1日時点において45歳未満の研究者のみです。（※ライフイベントによる年齢要件の特例に</p>

	録することは可能ですか？	該当する場合を除く)
I-49	事業期間中に45歳以上になった場合でも、事業は継続可能ですか？	可能です。マッチングサポートフェーズからステージゲート審査を通過して共同研究フェーズに移行する場合も同様に、マッチングサポートフェーズ・共同研究フェーズを通じた事業期間中に45歳以上になっても継続可能です。
I-50	「出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者」については年齢要件が50歳未満とのことですが、これに該当するかの条件を教えてください。	当該要件は、ダイバーシティの拡大推進の観点から、実際にライフイベントに伴って研究の継続に困難があった方を想定しています。目安として、合計で1ヶ月程度以上の産休、育休、介護休を取得された場合となります。 なお、証明書類の提出は不要ですが、提案書の記載内容については、当該要件に限らず、必要に応じてNEDOから確認をさせていただく場合があります。提案書に不備（虚偽）が発覚した場合は、受理後であっても、無効となる場合があります。
I-51	産休2週間、育休2週間、介護休1週間と、それぞれバラバラに取得した場合も年齢緩和要件の対象となりますか？また、取得した時期がそれぞれ離れていても大丈夫でしょうか？	産休、育休、介護休を別々に取得された場合も、その合計が1ヶ月程度以上であれば対象となります。また、取得された時期が離れていても対象となります。
I-52	「育休」としてまとまった休みは取っていないのですが、都度「有休」を取得して育児に参加していました。こうした「有休」も対象となりますか？	基本的には「産休・育休」といった制度を活用された方を想定しておりますが、特別な事情により、こうした制度を活用できず、やむを得ず「有休」で対応された場合は対象となります。具体的には、雇用形態（例えば非常勤であること）などにより、「産休・育休」制度が整備されていなかった場合などが対象となります。
I-53	「時短勤務」や「在宅勤務（テレワーク）」についても、期間算定の対象となりますか？	育児や介護のために時短勤務を活用された場合は、本来の勤務時間との差分が対象となります（裁量労働制の場合は対象となりません）。 在宅勤務（テレワーク）については対象となりません。
I-54	産休、育休、介護休の取得について証明書類の提出は求めないとのことですが、大学等に問合せがいくことはありますか？	原則としてありません。ただし、必要に応じて、個別に状況を大学等に確認させていただく場合があります。

I-55	年齢要件の特例について、男性も対象となりますか？	対象となります。
(9) 主任研究者について（企業人材博士課程派遣型）		
I-56	提案者（主任研究者）は、共同研究フェーズで大学等と共同研究等を実施している部署に所属している必要がありますか？	共同研究フェーズで大学等と共同研究等を実施している企業（同一法人番号の範囲）の社員であれば、必ずしも共同研究等を実施している部署に所属している必要はありません。ただし、応募する研究開発は、共同研究フェーズでの事業成果の実用化が加速すると考えられるテーマを、当該大学等の博士（後期）課程に入学して実施するものに限ります。
I-57	提案者（主任研究者）は、共同研究フェーズで共同研究等を実施している大学等の研究室で博士研究を行う必要がありますか？	所属する企業が共同研究フェーズで共同研究等を実施している大学等の博士（後期）課程であれば、必ずしも共同研究等を実施している研究室で博士研究を行う必要はありません。ただし、応募する研究開発は、共同研究フェーズでの事業成果の実用化が加速すると考えられるテーマを、当該大学等の博士（後期）課程に入学して実施するものに限ります。
I-58	提案者（主任研究者）には、役職や雇用形態による制限はありますか？	年齢や、守秘義務を含む雇用契約、博士（後期）課程への入学（予定）等、応募要件を満たしていれば、役職や雇用形態に抛らず、企業人材博士課程派遣型への提案者（主任研究者）となることが可能です。ただし、若手研究者が大学等の博士（後期）課程において実施する研究開発を「企業と大学等との共同研究等」として、合意書を締結することが必要です。
I-59	外国籍の社員が提案者（主任研究者）となることは可能ですか？また、応募時の提出書類（提案書等）を英語等で記載することは認められますか？	<p>応募は可能です。日本国内に所在する企業に所属しており、交付決定までに所属する企業との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されている社員であれば、国籍は問いません。</p> <p>ただし、提案書等については、日本語で記載してください。また、審査に係る手続きや、提案が採択された場合の補助事業に係る事務手続き、及び研究開発マネジメント等における、NEDO や NEDO が委託する機関とのやり取りも、全て日本語で行える（またはその体制を有する）ことが要件となります。</p>
I-60	既に博士（後期）課程に入学している社員が提案者（主任研究者）となることは可能ですか？	今回の公募では、所属する企業が共同研究フェーズで共同研究等を実施する大学等の博士（後期）課程に、2026年4月1日から2026年10月31日までの間に入学すること（予定を含む）が応募要件となります。

I-61	既に博士号を有している社員が提案者（主任研究者）となることは可能ですか？	既に博士号を有している研究者の応募も可能です。
I-62	主任研究者以外の社員（45歳未満）を研究員として登録することは可能ですか？	企業人材博士課程派遣型は、提案者である企業の若手研究者が博士（後期）課程に入学して実施する研究開発を、1テーマ=1事業として補助するものですので、年齢に拠らず、主任研究者以外の登録研究員は認められません。 なお、補助員は登録可能です。
I-63	事業期間中に45歳以上になった場合でも、事業は継続可能ですか？	可能です。
I-64	「出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者」については年齢要件が50歳未満とのことですが、これに該当するかの条件を教えてください。	当該要件は、ダイバーシティの拡大推進の観点から、実際にライフイベントに伴って研究の継続に困難があった方を想定しています。目安として、合計で1ヶ月程度以上の産休、育休、介護休を取得された場合となります。 なお、証明書類の提出は不要ですが、提案書の記載内容については、当該要件に限らず、必要に応じてNEDOから確認をさせていただく場合があります。提案書に不備（虚偽）が発覚した場合は、受理後であっても、無効となる場合があります。
I-65	産休2週間、育休2週間、介護休1週間と、それぞれバラバラに取得した場合も年齢緩和要件の対象となりますか？また、取得した時期がそれぞれ離れていても大丈夫でしょうか？	産休、育休、介護休を別々に取得された場合も、その合計が1ヶ月程度以上であれば対象となります。また、取得された時期が離れていても対象となります。
I-66	「育休」としてまとめた休みは取っていないのですが、都度「有休」を取得して育児に参加しておりました。こうした「有休」も対象となりますか？	基本的には「産休・育休」といった制度を活用された方を想定しておりますが、特別な事情により、こうした制度を活用できず、やむを得ず「有休」で対応された場合は対象となります。具体的には、雇用形態（例えば非常勤であること）などにより、「産休・育休」制度が整備されていなかった場合などが対象となります。
I-67	「時短勤務」や「在宅勤務（テレワーク）」についても、期間算定の対象となりますか？	育児や介護のために時短勤務を活用された場合は、本来の勤務時間との差分が対象となります（裁量労働制の場合は対象となりません）。

	ますか？	在宅勤務（テレワーク）については対象となりません。
I-68	産休、育休、介護休の取得について証明書類の提出は求めないとのことですが、企業に問合せがいくことはありますか？	原則としてありません。ただし、必要に応じて、個別に状況を企業に確認させていただく場合があります。
I-69	年齢要件の特例について、男性も対象となりますか？	対象となります。
(10) 所属機関の変更について（共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズ）		
I-70	交付決定後、主任研究者の所属機関が変更となった場合はどうなりますか？	<p>&lt;補助事業を継続する場合&gt;</p> <p>以下の書類をNEDOにご提出ください。合わせて、変更後の補助事業実施計画書（共同研究フェーズについては合意書を含む）の提出も必要です。</p> <p>A. 主任研究者が異動先の大学等で補助事業を継続する場合 …補助事業承継承認申請書（交付規程様式第8-1・8-2）</p> <p>B. 主任研究者を変更して、元の大学等で補助事業を継続する場合 …補助事業計画変更承認申請書（交付規程様式第6）</p> <p>※主任研究者を45歳以上の研究者に変更することや、補助先以外の機関に所属する研究者に変更することはできません。</p> <p>&lt;補助事業を中止する場合&gt;</p> <p>補助事業の継続が難しい場合は、補助事業計画変更承認申請書（様式第6）により、NEDOに補助事業の中止（廃止）を申請してください。</p>
(11) 所属機関の変更について（企業人材博士課程派遣型）		
I-71	交付決定後、主任研究者の所属機関が変更となった場合はどうなりますか？	<p>転職等により主任研究者の所属機関が変更となった場合は、（共同研究フェーズにおいて大学等と共同研究等を実施している企業ではなくなるため）補助事業を継続することはできません。補助事業計画変更承認申請書（様式第6）により、NEDOに補助事業の中止（廃止）を申請してください。</p> <p>ただし、主任研究者の転職等でなく、法人間の合併・買収及び統廃合、分社化等の会社再編により、補助事業に係る権利義務の承継または移転が発生する場合は、補助事業の継続が可能です。「補助事業承継承認申請書（様式第8-1・8-2）」を提出してください。</p>

II. 研究開発の内容		
(1) 研究開発分野について		
II-1	ELSI 等の人文社会学研究は対象となりますか？	<p>&lt;共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズ&gt;</p> <p>共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズにおいては、補助事業の研究テーマとなるのは、企業との共同研究等により、我が国における新産業の創出や産業技術力の向上につながるものです。ELSI 等に関する学術研究は対象になりませんが、ELSI 等に関する研究成果を、企業との共同研究等に発展させて産業に応用されることを目指すものは対象となります。</p> <p>&lt;企業人材博士課程派遣型&gt;</p> <p>企業人材博士課程派遣型においては、共同研究フェーズでの事業成果の実用化が加速すると考えられる研究開発であれば、対象となります。</p>
II-2	企業人材博士課程派遣型で実施する研究開発は、実用化を加速しようとする共同研究フェーズ事業の研究開発と同じ分野である必要がありますか？	<p>共同研究フェーズでの事業成果の実用化が加速すると考えられるのであれば、必ずしも同じ分野である必要はありません。例えば下記のような研究開発も対象となります。</p> <p>(例 1) 共同研究フェーズにおいて、ある製品の一部分を開発する場合には、他の一部分の開発を行う。</p> <p>(例 2) 共同研究フェーズにおいて、ある材料を開発する場合には、材料開発に必要な技術の研究開発を行う。</p> <p>(例 3) 共同研究フェーズにおいて、ある製品を開発する場合には、その製品の社会受容性について研究する。</p>
II-3	企業人材博士課程派遣型で実施する研究開発は、既に実施している共同研究フェーズの研究開発と合わせて一つの研究開発となるものでも良いですか？	<p>企業人材博士課程派遣型で実施する内容は、単独でも一つの研究開発事業と言えるものであることが必要です。既に実施している共同研究フェーズで計画している実施内容を単純に切り出しただけのものは対象外となります。例えば、共同研究フェーズで実施する実証試験の N 数を単に増やすだけ、といったものは対象外です。計画を拡張して目標を引き上げるものや、実用化までの期間を短縮するものなどであって、共同研究フェーズでの実施内容を含めて再整理して実施するものであれば対象です。</p>
(2) 実用化について		
II-4	実用化とは何を指しますか？	<p>若サポ制度における「実用化」とは、当該研究開発に基づく成果物（サービス等含む）の社会的利用（顧客への提供等）が開始される</p>

		ものに加え、試作品等のサンプル提供以上の段階を指します。
II-5	実用化に向けた研究開発に対して補助することのことで、実用化はいつ頃の想定ですか？	若サポ制度では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から5年後までの実用化を目指す研究開発（技術シーズ）を対象としています。
(3) 研究開発計画の変更について		
II-6	交付決定後、事業期間中に、研究開発目的・目標等の変更は認められますか？	出口イメージ（研究開発成果の応用先）等の目的及び目標については、変更申請内容を踏まえ、審査等により変更の可否を判断します。
II-7	交付決定後、事業期間中に、事業期間の変更は認められますか？	事業期間の変更については原則認められません。 ただし、何らかの理由により、交付決定期間の上限（2年間）内の事業期間の延長・短縮を希望される場合は、別途ご相談ください。
II-8	交付決定後、事業期間中に、事業費の額の変更は認められますか？	事業費の額の変更については原則認められません。 ただし、何らかの理由により研究内容の見直し等が必要な場合は、別途ご相談ください。
II-9	共同研究フェーズにおいて、共同研究等を実施する企業の変更は認められますか？	可能です。ただし、共同研究等先がいなくなってしまった場合は、補助事業計画変更承認申請書（様式第6）により、NEDOに補助事業の中止（廃止）を申請してください。 なお、企業の追加については、正当な理由（実用化上の必要性、研究開発の加速等）がある場合、審査等により変更の可否を判断します。
II-10	企業人材博士課程派遣型において、指導教官が別の大学等へ異動となった場合は、事業を継続できますか？	企業人材博士課程派遣型の主任研究者が、成果の実用化を加速しようとする共同研究フェーズの補助先の大学等に引き続き在籍する場合は、事業を継続できます。企業人材博士課程派遣型の主任研究者が共同研究フェーズの補助先の大学等とは異なる大学等に在籍することとなった場合は事業終了（廃止）となります。別途ご相談ください。
II-11	企業人材博士課程派遣型において、成果の実用化を加速しようとする共同研究フェーズの補助先が変更となった場合（主任研究者の異動により他大学等へ事業承継となった場合等）は、事業を継	企業人材博士課程派遣型の主任研究者が、共同研究フェーズの補助先とは異なる大学等に在籍することとなった場合は、事業終了（廃止）となります。所属する企業と入学した大学等の共同研究等が継続している場合でも同様です。別途ご相談ください。

		続きますか？	
(4) 成果について			
II-12	本事業で得られた成果は誰に帰属しますか？	<p>本事業は補助事業ですので、得られた成果は補助事業者に帰属します。例えば、得られた成果を知財化する場合は、各補助事業者の規定や、大学等と企業の間での取り決めに従って出願してください。</p> <p>ただし、補助事業者に補助事業の成果に基づく収益があった場合は、収益の一部を納付していただきます（補助金適正化法に基づく収益納付）。</p>	
II-13	本事業で得られた成果は公表する必要がありますか？	<p>NEDO の補助事業は公費を財源としているため、その成果については広く一般に高い関心がもたれています。本事業についても、我が国の産業技術の発展に貢献することが求められており、積極的に成果の発信を行うことに留意して研究開発を進めてください。</p> <p>ただし、安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定中の場合等は、法令に従って対応してください。</p>	
II-14	本事業で得られた成果を公表する場合、NEDO に報告する必要がありますか？	<p>NEDO の補助事業は公費を財源としているため、その成果については広く一般に高い関心がもたれています。NEDO としても積極的に成果の発信を行うことにより、この社会的要請に込んでいるところです。</p> <p>このことから、NEDO においても補助事業の成果の把握を行う必要があるため、当該事業の成果を発表または公開する場合、および当該事業の成果を利用して事業化・製品化する場合は、事前に NEDO に報告するように規定しています。</p>	
II-15	本事業以外の成果（企業単独の研究開発成果等）と組み合わせて実用化を目指しても問題ないですか？	<p>問題ありません。ただし、本事業と本事業以外のものについては、研究開発の実施内容、資金等が分けて整理されている必要があります。</p> <p>成果の発表等についても、本事業以外の、例えば同じ研究室の教授等（45 歳以上の研究者）が実施する研究開発の成果と組み合わせて行っても問題ありません。</p>	
(5) 出口イメージについて			
II-16	共同研究フェーズや企業人材博士課程派遣型に応募する場合、提案書に記載する出口イメージは、共同研究等の成果としての出口ですか？それとも企業の事業としての出口ですか？	<p>本補助事業において実施する共同研究等の成果が、どのように産業に活用されるかの出口を記載してください。</p>	

### III. 事業期間・事業規模・補助対象費用

#### (1) 事業期間について

III-1	事業期間は○年以上と いった決まりはありますか？	1年間の提案でも構いません。ただし、実用化に向けた適切な計画としてご提案ください。
III-2	採択されたらすぐに事業 を開始することになります か？	採択決定後は、すみやかに補助金の交付申請の手続きを行っていただき、交付決定され次第、補助事業に着手いただきます。交付決定には、まず、補助事業者より、補助事業の実施計画書を含む交付申請書を提出頂く必要がありますので、通常、採択決定から1～2ヶ月程度かかります。原則として、採択された年度中の事業開始となります。  なお、正当な理由なくすみやかに交付申請の手続きが行われない場合は、採択取消しとなる場合があります。
III-3	企業人材博士課程派遣型と同時 に共同研究フェーズに採択された 場合は、同時に事業を開始する 必要がありますか？	企業人材博士課程派遣型は、提案者（主任研究者）が博士（後期）過程に入学後に事業開始となります。 企業人材博士課程派遣型の提案者（主任研究者）が採択決定時点で博士（後期）過程に未入学の場合は、入学時に事業開始となり、同時に共同研究フェーズも事業開始となります。 企業人材博士課程派遣型の提案者（主任研究者）が、採択決定時点で博士（後期）過程に入学済の場合は、両方の事業についてすみやかに補助金の交付申請の手続きを開始いただきますが、交付決定はそれぞれの事業毎に行いますので、同時の事業開始とならない場合もあります。
III-4	マッチングサポートフェーズ でステージゲート審査を 通過した場合、いつ共同 研究フェーズを始めること になりますか？	ステージゲート審査はマッチングサポートフェーズの1年目終了前及び2年目終了前に実施します。1年目終了前のステージゲート審査を通過した場合は1年目終了日の翌日から、2年目終了前のステージゲート審査を通過した場合は2年目終了日の翌日から、原則として空白期間無しに共同研究フェーズでの事業を開始することとなります。  なお、マッチングサポートフェーズと共同研究フェーズは別の補助事業となりますので、事業費（補助金）の移し替え等は一切できません。
III-5	企業人材博士課程派遣型で 成果の実用化の加速を目指す 共同研究フェーズの事業は、 既に終了したのも対象 ですか？	企業人材博士課程派遣型の事業は、成果の実用化を加速しようとする共同研究フェーズ事業の終了予定日（実施計画書に記載する事業計画の終了日；中間評価後の期間を含む）の1年前までに事業を開始することが必要です。
III-6	共同研究フェーズの補	企業人材博士課程派遣型は、共同研究フェーズでの事業成果の

	<p>助事業が途中終了（廃止）になった場合、企業人材博士課程派遣型の補助事業はどうなりますか？</p>	<p>実用化が加速すると考えられる研究開発を実施するものですので、共同研究フェーズの事業が途中終了（廃止）となった場合は、同時に事業終了（廃止）となります。共同研究フェーズの事業が中間評価で不通過（補助事業の継続不可）となった場合も、同時に事業終了（廃止）となります。</p> <p>なお、共同研究フェーズの事業が早期に目標を達成し、前倒し終了となった場合は、企業人材博士課程派遣型の事業期間には影響しません（共同研究フェーズ事業の期間短縮により、事業の重複期間が1年未満となる場合も含む）。</p>
<p>(2) 補助事業の評価（ステージゲート審査、中間評価、終了時評価）について</p>		
III-7	<p>ステージゲート審査（マッチングサポートフェーズ）はどのような審査ですか？</p>	<p>マッチングサポートフェーズの期間中に企業との共同研究等の形成に至った場合は、1年目終了前及び2年目終了前に、外部有識者によるステージゲート審査を行い、共同研究フェーズでの補助事業実施の可否を審査します。1年目終了前のステージゲート審査で合格した場合は、マッチングサポートフェーズでの事業を終了し、2年目から共同研究フェーズでの事業を開始します。なお、共同研究フェーズ移行後の補助事業期間は最大3年間、一人の主任研究者（補助事業の研究責任者）への補助金の総額は、30百万円以内/年（研究開発事業費総額は60百万円以内/年）です。</p>
III-8	<p>マッチングサポートフェーズの期間中に、NEDOのマッチング支援によらず、自力で共同研究等の相手先となる企業を見つけてきた場合も、ステージゲート審査を受けることはできますか？</p>	<p>可能です。ただし、提案時点において、提案する研究開発について、当該企業と共同研究等の検討がされていないことが条件です。</p> <p>なお、マッチングサポートフェーズにおいては、自発的なマッチング活動に係る費用も直接経費に計上いただくことが可能です。（自発的なマッチング活動に係る費用に該当するかについては、補助事業開始後に、具体的な内容を以てNEDOにご相談ください。）</p>
III-9	<p>中間評価（共同研究フェーズ、企業人材博士課程派遣型）はどのような評価ですか？</p>	<p>共同研究フェーズ及び企業人材博士課程派遣型の補助事業期間は最大3年（4か年度）ですが、補助金の交付決定期間は2年（3か年度）となります。共同研究フェーズ及び企業人材博士課程派遣型の事業期間が2年を超える場合は、2年目終了前に、外部有識者による中間評価を実施し、研究開発実施内容の見直しや、研究開発の中止など、3年目の補助事業継続の可否を審査します。</p>
III-10	<p>終了時評価（共同研究フェーズ、企業人材博士課程派遣型）はどのよ</p>	<p>共同研究フェーズ、及び企業人材博士課程派遣型では、事業終了の翌年に、外部有識者による終了時評価を実施します。</p>

	うな評価ですか？	
III-11	企業人材博士課程派遣型で、補助事業期間内に博士号が取得できなかった場合はどうなりますか？	<p>企業人材博士課程派遣型は、人材の流動化・高度化による産学連携強化効果も期待して実施するものですが、あくまで共同研究フェーズでの成果の実用化を加速する研究開発として実施するものになります。補助事業期間内の博士号取得を目標とするものではありません。</p> <p>中間評価、終了時評価においては、特許出願や論文発表等の研究開発成果は評価しますが、博士号を取得したかについては、直接評価はしません。</p>
(3) 補助事業費の額について（共通）		
III-12	事業規模（NEDO に申請する補助金）の下限はありますか？	<p>下限はありませんが、採択審査においては、研究開発の成果が産業に応用される可能性も評価されます。したがって、研究開発予算を含めた提案内容が、実用化に向けて適切なものであるかが審査されます。</p>
III-13	自己資金等を加えて事業規模を拡大することは可能ですか？	<p>若サポ事業の範囲は、マッチングサポートフェーズにおいてはNEDOからの補助金の範囲、共同研究フェーズと企業人材博士課程派遣型においてはNEDOからの補助金と企業が負担する資金を合わせた範囲（NEDOからの補助金額 x2）となります。その他の資金で実施する研究開発は、「若サポ事業外」の研究開発（テーマ、期間、経費等）として分けて整理して実施してください（若サポ事業外での研究開発の実績等については、NEDOに報告いただく必要はありません）。</p> <p>なお、原則として複数の事業費をプールして使用することはできませんが、一定の条件を満たす場合は、共用設備の合算購入が可能な場合もあります（別途ご相談ください）。</p> <p>また、成果の発表や実用化は、若サポ事業以外の成果と組み合わせることも問題ありません。</p>
III-14	事業中に補助金を受け取らない期間（補助事業費が0となる期間）があっても良いですか？	<p>実用化に向けた研究開発計画上の妥当性が認められる場合は、補助事業に係る経費が発生しない期間があっても問題ありません。ただし、当該期間も補助事業期間に含まれます（最大期間を越えて補助事業を実施することはできません）。</p>
(4) 補助事業費の額について（共同研究フェーズ）		
III-15	共同研究フェーズにおける、企業からの共同研究等費と、NEDOからの補助金の関係を教えてください。	<p>共同研究フェーズは、企業から大学等に対して共同研究費等の資金提供がなされる研究開発について、その資金と同額以下をNEDOが補助するものとなります。なお、NEDOの補助額は最大30百万円/年です。</p> <p>費用の計上及び検査にあたっては、補助対象となる事業費総額（企業からの共同研究等費 + NEDOからの補助金）についての使途</p>

		を申請いただきます（資金ごとではなく、全体についての申請となり、NEDOと企業が1/2ずつ負担したと見なします）。交付規程に定める直接経費及び間接経費の範囲で計上が可能です。
III-16	共同研究フェーズにおいて、企業からの共同研究等費が、NEDOに申請する補助金の額より多くても問題ないですか？	問題ないです。ただし、NEDOの補助額は最大30百万円/年です。 なお、別の研究開発計画（研究開発テーマ、期間、契約額等）として整理されていれば、本事業とは別に当該企業と共同研究等を行っていても問題ありません。
(5) 補助事業費の額について（企業人材博士課程派遣型）		
III-17	企業人材博士課程派遣型における、企業の負担分と、NEDOからの補助金の関係を教えてください。	企業人材博士課程派遣型では、企業と大学等が共同研究フェーズにおいて補助事業を実施している場合に、「当該企業に所属する若手研究者が当該大学等の博士（後期）課程で実施する研究開発」（共同研究フェーズでの事業成果の実用化が加速すると考えられる研究開発）を、「企業と大学等との共同研究等」として、その費用の1/2をNEDOが補助します。（すなわちNEDOは、企業人材博士課程派遣型の研究開発事業に要する経費総額（10百万円以内/年）の1/2（5百万円以内/年）を補助します。）  費用の計上及び検査にあたっては、補助対象となる事業費総額（企業負担分＋NEDOからの補助金）についての用途を申請いただきます（資金ごとではなく、全体についての申請となり、NEDOと企業が1/2ずつ負担したと見なします）。交付規程に定める直接経費の範囲で計上が可能です。 なお、本事業の経費で取得した50万円以上の機械装置等は処分制限の対象となりますのでご注意ください。
III-18	企業人材博士課程派遣型において、企業から大学等への共同研究等費の提供は必要ですか？	企業人材博士課程派遣型では、企業に所属する若手研究者が大学等の博士（後期）課程で実施する研究開発を「企業と大学等との共同研究等」としますので、企業から大学等への共同研究等費の提供は「任意」とします。（企業人材博士課程派遣型の補助事業費には含まれません。）
(6) 補助対象となる費用について		
III-19	補助事業費として計上できるものには何がありますか？	計上可能な費用については、「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程」及び「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程」共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」末尾の「補助対象費用」の表を参照してください。主任研究者

		<p>の人件費も計上可能です。</p> <p><a href="https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html">https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html</a></p>
III-20	<p>補助事業費の全額を主任研究員の人件費に充てることは可能でしょうか？</p>	<p>可能です。</p> <p>補助事業費の各費目の割合に上限は設けておりません。</p>
III-21	<p>補助事業費での委託や外注は可能ですか？</p>	<p>本事業では委託費は計上できません。</p> <p>外注費の計上は可能ですが、補助事業の本質的な部分（研究開発要素のある業務）は、外注することはできません。なお、共同研究フェーズにおいて、共同研究等先の企業を外注先（設備備品、消耗品等の調達を含む）とすることは原則できません。例外として、2者以上の見積競争、入札等の結果、経済合理性が確認できる場合のみ共同研究等先を外注先の対象とすることが可能です。</p>
III-22	<p>共同研究フェーズにおいて、補助事業費に企業の研究者の人件費や旅費（企業から研究者に直接支払われるもの）を含めることは可能ですか？</p>	<p>できません。</p> <p>補助対象となるのは、大学等が直接支出する経費のみです。</p>
III-23	<p>マッチングサポートフェーズ及び共同研究フェーズにおいて、40歳未満の研究者の「自発的な研究活動」を本事業の従事時間に含めることはできますか？</p>	<p>本事業の推進に資する自発的な研究活動については可能です。実施にあたっては、所定の申請手続き及び実施内容の報告が必要となります。</p>
III-24	<p>マッチングサポートフェーズ及び共同研究フェーズにおいて、間接経費は対象となりますか？</p>	<p>対象です。</p> <p>間接経費は、原則として、直接経費の30%とします。</p>
III-25	<p>共同研究フェーズにおける、「企業からの共同研究等費」の間接経費率について教えてください。</p>	<p>共同研究フェーズでは、補助事業に要した経費の総額について、企業とNEDOが1/2ずつ負担したと見なします。したがって、直接経費の額と間接経費の額（直接経費の30%）は、「企業からの共同研究等費」と「NEDOからの補助金」で、基本的に一致することとなります。</p> <p>なお、共同研究フェーズにおける「企業からの共同研究等費」に係る間接経費の用途については、NEDOへの報告及びe-Radにおける報告は不要となります。</p>

III-26	企業人材博士課程派遣型において、間接経費は対象となりますか？	対象となりません。
(7) 補助金の支払について		
III-27	補助金はいつ支払われますか？	毎年度末ごとの検査（実施時期は翌年度）及び補助事業終了時の検査で、補助金の額を確定し、支払います（精算払）。 ただし、必要に応じて、年 4 回の概算払での支払が可能です。
<b>IV. e-Rad 関係</b>		
(1) e-Rad での申請について		
IV-1	提案書類一式を、e-Rad へのアップロードではなく、メールへの添付で提出しても良いですか？	提案書類一式は、原則として e-Rad へのアップロードでご提出ください。特段の事情がある場合は、公募要領等に記載の問い合わせ先までご相談ください。
IV-2	e-Rad での申請において、研究分担者の記入はどうすればいいですか？	補助金の配分を受ける研究者の情報を記入して下さい。共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズにおいては、他機関共同研究者に加え、提案者と同一の機関に所属するが学内で資金配分を受ける研究者についても、大学等の規定に則って記入してください。
IV-3	共同研究フェーズに応募する場合、企業も e-Rad に登録する必要はありますか？	必要ありません。補助金の交付先となる大学等のみ登録してください。 なお、企業人材博士課程派遣型においては、本事業への応募にあたって、提案者及び所属する企業の e-Rad 登録が必須となります。
IV-4	e-Rad 課題登録画面で、「研究分野」（キーワード）の欄と、「技術キーワード」の欄がありますが、どう違いますか？	本事業の審査では、「技術キーワード」に記載いただいた分類・要素技術・用途に基づいて、外部有識者による評価を実施します。「研究分野」に記載いただいた内容は、参考情報となります。 なお、「技術キーワード」は、別紙 1「技術キーワード一覧」から選択し、番号（半角数字 6 桁）で入力してください。分類・要素技術・用途について、それぞれ 1 つ以上の、異なるキーワードを選択してください。フリーキーワードは最大 3 つまで記入いただけます（記入なしでも構いません）。 また、「研究分野」（キーワード）には、選択した「技術キーワード」に近いものを選択してください。
IV-5	e-Rad 課題登録画面で、「研究概要」の欄と、「事業概要」の欄がありますが、それぞれ何を記入す	「研究概要」の欄には「提案書のとおり」などと記入してください。（e-Rad の仕様上、必須項目となっているため、未記入では課題登録できません。） 「事業概要」の欄には、【補助事業期間内に実施する】研究開発に

	ればよいですか？	ついて、産業ニーズを踏まえた解決すべき課題と、そのための方策、補助事業終了時までの目標を、200字以内で記入してください。
IV-6	e-Rad 課題登録画面の「研究目的」の欄には何を記入すればよいですか？	研究目的は提案書様式（Word ファイル）で記述いただきますので、本欄には「提案書のとおり」などと記入してください。（e-Rad の仕様上、必須項目となっているため、未記入では課題登録できません。）
IV-7	共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズの e-Rad 課題登録画面では間接経費も入力することになっていますが、提案書様式の方は総額のみ記載になっています。どうすれば良いですか？	本事業の審査では間接経費（原則として直接経費の 30%）を含めた事業費総額に基づいて、外部有識者による評価を実施します。e-Rad の「研究経費・研究組織」の「2. 年度別経費内訳」の直接経費入力欄に、間接経費を含めた事業費総額を入力してください。間接経費入力欄には、便宜的に、「0」を入力してください。
<b>V. その他</b>		
(1) 重複申請について		
V-1	NEDO や JST 等の他事業と同時に応募することは可能ですか？	可能です。ただし、同一の事業目的・研究開発内容で、既に国の予算を原資とする事業（他府省の事業を含む）に採択されている場合、本事業に応募することはできません。 また、応募後に、同一の事業目的・研究開発内容で他事業での採択が決定した場合、重複して本事業の補助を受けることはできません。
(2) 提案書類の提出について		
V-2	提案書類一式は、Mac で作成しても良いでしょうか？	Mac で作成されたファイルは、NEDO のシステムでは、ファイルが開けない、文字化けする、等のエラーが生じることが多くあります。必ず Windows でファイルを開いて、問題無く表示されることを確認してからご提出ください。
(3) 産業財産権について		
V-3	本事業の成果により得られた知的財産の取り扱いはどうなりますか？	本事業は補助事業のため、知的財産は補助事業者に帰属します。すなわち、共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズにおいては補助先の大学等（及び共同研究等を実施する企業）、企業人材博士課程派遣型においては補助先の企業（及び共同研究等を実施する大学等）に帰属します。得られた成果を知財化する場合は、各補助事業者の規定や、大学等と企業の間での取り決めに従って出願してください。 ただし、知財権の譲渡などにより補助事業者に収益が生じた場合

		は、収益の一部を納付していただきます（補助金適正化法に基づく収益納付）。
V-4	特許を出願する場合、事前に NEDO へ報告する必要はありますか？	<p>特許の出願の他、取得、譲渡、実施権の設定等については、補助事業の進捗把握のため、事前の報告をお願いします。</p> <p>また、年度ごとに提出いただく実績報告書、及び、補助事業完了年度の翌年以降 5 年間提出いただく実用化状況報告書にて、産業財産権の出願、取得等の状況を報告していただきます。</p>
(4) 補助事業費で取得した財産の取扱いについて		
V-5	本事業で取得した財産（機械装置等）の帰属はどうなりますか？	<p>補助事業者に帰属します。ただし、基本的には、補助金の交付目的以外での使用は認められません（競争的研究費のルールに従います）。</p> <p>なお、取得価格が 50 万円以上の財産については、補助金等適正化法に基づく処分制限の対象となります。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html">https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html</a></p>
(5) 収益納付について		
V-6	事業成果に基づいて収益が生じた場合はどうなりますか？	補助事業の完了年度の翌年以降 5 年間、事業成果の実用化等（産業財産権等の譲渡等含む）により、補助金の交付先機関（共同研究フェーズ、マッチングサポートフェーズにおいては大学等。企業人材博士課程派遣型においては企業）に収益が生じたと認められたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります（補助金適正化法に基づく収益納付）。
V-7	共同研究フェーズにおいて、補助事業の成果を企業が製品化・実用化した場合、企業の収益も収益納付の対象となりますか？	<p>共同研究フェーズにおいては、補助金の交付先の大学等のみが収益納付の対象となるため、企業の収益は対象外です。</p> <p>なお、企業人材博士課程派遣型においては、補助金の交付先の企業が収益納付の対象です（大学等の収益は対象外です）。</p>
V-8	大学等において、事業成果の製品化・実用化等による収益が生じることはほとんどないと思われませんが、他にどういったものが収益納付の対象となりますか？	サンプルの有償提供、産業財産権の譲渡・実施料等が対象となります。

2020.03.10 作成

2024.10.21 更新

2026.04.09 最終更新

NEDO フロンティア部